

# 第2次佐賀県再犯防止推進計画の概要

再犯防止推進法第8条第1項に定める計画として策定する。対象者は、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者。

## 基本理念

「一人ひとりに寄り添い、支えあい、分かりあう共生のまち“さが”の実現」

～ 誰一人孤立することのない円滑な社会参加を目指して ～

## 成果指標

新受刑者中の再入者<sup>\*</sup>率について、2028年度末までに計画期間の平均再入者率を55%以下にする。  
(過去5年間平均：H29年～R3年平均63.2%)

※再入所に係る犯行時の居住地が佐賀県内である者

## 計画期間

2024年度から2028年度までの5年間

## 基本方針

国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日策定）に記載されている5つの基本方針及び7つの重点課題を踏まえ、県民の犯罪被害の防止に努めつつ、県の実情に応じ、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、県民の理解と協力を得て再び地域社会を構成する一員となるよう、次の重点課題に取り組む。

- 1 就労・住居の確保を通じた自立支援
- 2 保健医療・福祉サービスの利用促進
- 3 学校等と連携した修学支援の実施
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施
- 5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進
- 6 国、市町及び民間団体との連携強化

## 今後の取組

### 1. 就労・住居の確保を通じた自立支援

#### (1) 就労の確保

- ・ 矯正施設における職業訓練に関する協議会への参画及び対象者への自立支援センター窓口の周知。
- ・ 「レッツチャレンジ雇用事業」や就労準備支援事業の取組。

#### (2) 住居の確保

- ・ 生活保護制度の活用、市町的生活保護と生活困窮者自立支援制度へのつなぎ。
- ・ 住宅要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の普及促進、多様な居住支援サービスの提供の促進。

### 2. 保健医療・福祉サービスの利用促進

#### (1) 高齢者又は障害者等への支援

- ・ 地域定着支援センターによるコーディネート、フォローアップまでの支援。

#### (2) 薬物依存症者への支援

- ・ 薬物依存症者とその家族に対する相談窓口の開設や薬物依存症家族教室の開催、治療情報の提供、薬物依存症に関する講座の開設等。
- ・ 医療機関等の指定と周知及び民間回復施設への活動費補助。

### 3. 学校等と連携した修学支援の実施

- ・ 児童相談所での相談・支援及び児童自立支援施設への受入。
- ・ 学校等における指導、相談、情報提供等の実施及び少年サポートセンターによる立ち直り支援。

### 4. 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施

- ・ 矯正施設や保護観察所において実施する処遇会議への参加及び少年の居場所づくり活動への取組。
- ・ 暴力団離脱者の社会復帰や定着のための支援。
- ・ アルコール健康障害者への指導や支援。

### 5. 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

#### (1) 民間協力者の活動の促進

- ・ 保護司確保のための広報への協力。
- ・ 更生保護団体への経費の補助等の支援。

#### (2) 広報・啓発活動の推進

- ・ 各地域における“社会を明るくする運動”の推進や、更生保護事業顕彰式典での知事感謝状の贈呈。
- ・ 人権への配慮の推進。

### 6. 国、市町及び民間団体との連携強化

- ・ 国の関係機関及び市町、民間協力者等との連携強化により、対象者を各施策の窓口に確実につなぐ。
- ・ 施策の検証及び情報共有のために「再犯防止推進協議会」を設置。
- ・ 市町職員を対象とした会議、研修等の開催。
- ・ 市町における再犯防止推進計画策定の支援。